

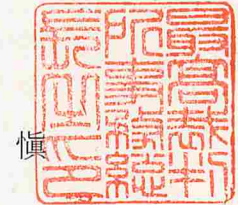
最高裁秘書第601号

令和3年3月3日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

1月29日付け（2月1日受付，第020901号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「損害賠償等請求事件について」と題する文書（片面で1枚）
- (2) 「遺言無効確認請求本訴等事件について」と題する文書（片面で1枚）
- (3) 「殺人，殺人未遂，傷害被告事件について」と題する文書（片面で1枚）
- (4) 「取立債権請求控訴，同附帯控訴事件について」と題する文書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

損害賠償等請求事件について

事案の概要

上告人（1審原告）は、Aに対して損害賠償請求権を有していた。

Aは、被上告人（1審被告）が起こした本件交通事故により死亡した。

上告人は、Aの相続人らが相続により取得した本件交通事故によるAの被上告人に対する損害賠償請求権（合計4822万円余りに満つるまでの部分）を仮に差し押さえた。

Aの相続人らは、上記の仮差押えを受けた後、被上告人との間で、本件交通事故による損害賠償金が合計4063万円余りであることを確認すること等を内容とする本件示談をした。

上告人は、その後、Aの相続人らを被告とする本案訴訟において一部認容判決を得て、仮に差し押さえた損害賠償請求権につき差押命令及び転付命令を得た。

本件は、上告人が、被上告人に対し、上記転付命令により取得した上記損害賠償請求権に基づき、4822万円余りの損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めらる事案である。

原判決及び争点

◇ 原判決は、本件において仮に差し押さえられた債権は、不法行為に基づく損害賠償請求権であって、不法行為の時点において具体的な金額を直ちに確定することができないものであり、本件示談は、その金額を、被上告人のAに対する損害賠償金として社会通念上相当な額に確定したものであるから、本件示談は、仮差押えにより禁止される上告人を害する処分であるとは認められず、上告人が被上告人に対して本件示談において合意された金額（4063万円余り）を超える額の請求をすることはできないと判断し、上告人の請求を一部のみ認容した。

◇ 争点は、上告人が被上告人に対して本件示談において合意された金額（4063万円余り）を超える額の請求をすることができるかである。

遺言無効確認請求本訴等事件について

事案の概要

本件は、遺言者が作成した自筆証書（本件遺言書）による遺言（本件遺言）について、遺言者の妻及び同人と遺言者との間の子らである被上告人ら（第1審本訴原告ら）が、遺言者の内縁の妻及び同人と遺言者との間の子ら並びに遺言執行者である上告人ら（第1審本訴被告ら）に対し、本件遺言書に本件遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているなどと主張して、本件遺言が無効であることの確認等を求める事案である。なお、本件遺言の内容は、遺言者の財産を内縁の妻及び同人と遺言者との間の子らに遺贈し、又は相続させるなどというものである。

〔参考〕

民法968条1項

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

〔時系列〕 *いずれも平成27年

- ① 4月13日 遺言者が入院先の病院において、本件遺言の全文、同日の日付及び氏名を自書
- ② 5月10日 遺言者が退院後、弁護士の立会いの下、押印して本件遺言を完成

原判決及び争点

◇ 原判決は、本件遺言書には真実遺言が成立した日である平成27年5月10日の日付を記載すべきであるところ、遺言者は「平成27年5月10日」と記載する積もりで誤って「平成27年4月13日」と記載したとは認められず、また、真実遺言が成立した日が本件遺言書の記載その他から容易に判明するともいえないとして、本件遺言は、本件遺言書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されていることによって無効となるとした。

◇ 本件における争点は、本件遺言書に記載すべき日付はいつか、また、本件遺言書に記載すべき日付と相違する日付が記載されている場合にこれによって本件遺言が無効となるか否かである。

殺人，殺人未遂，傷害被告事件について

事案の概要

- ◇ 被告人は、老人ホームで准看護師をしていた。
- ◇ 被告人は、同僚のAに睡眠導入剤をひそかに摂取させた。その後、自動車を運転して帰宅中のAは、急性薬物中毒に基づく仮睡状態等に陥り、A運転車両が対向進行してきたB運転車両に衝突し、Aが死亡し、Bが傷害を負った。
- ◇ 被告人は、同僚のCとその夫のDに睡眠導入剤をひそかに摂取させた。その後、自動車を運転してCと共に帰宅中のDは、急性薬物中毒に基づく仮睡状態等に陥り、D運転車両が対向進行してきたE運転車両に衝突し、C、D及びEが傷害を負った。
- ◇ 被告人は、同僚のFに睡眠導入剤をひそかに摂取させ、Fは意識障害等を伴う急性薬物中毒の傷害を負った。

1審判決及び原判決について

- ◇ 被告人は、Aに対する殺人罪、B、C、D及びEに対する殺人未遂罪、Fに対する傷害罪で起訴された。被告人は、殺人罪と各殺人未遂罪の成立を争ったが、1審判決は、各罪の成立を認め、被告人を懲役24年に処した。これに対し、被告人が控訴を申し立てた。
- ◇ 原判決は、対向車の運転者であるB及びEに対する殺意を認めた1審判決には事実誤認があると判断し、本件を1審裁判所に差し戻した。これに対し、検察官及び弁護士がそれぞれ上告を申し立てた。

取立債権請求控訴，同附帯控訴事件について

事案の概要

被上告人ら（1審被告ら）は，不動産業者との間で土地を代金9200万円で購入する旨の売買契約を締結し，手付金500万円を支払ったが，履行期前に同不動産業者が営業を停止してその代表者が行方不明となったため，弁護士に委任して，訴訟を提起するなどして上記土地の引渡しや所有権移転登記を得た上，売主が行うものとされていた測量を行うなどして費用を負担した。

本件は，上記不動産業者の債権者である上告人（1審原告）が，上記売買契約の代金債権を差し押さえた上で，第三債務者である被上告人らに対して，差し押さえた売買代金債権に基づき合計2500万円余の支払を求める事案である。

被上告人らは，売買残代金額を超える額の債務不履行等に基づく損害賠償債権を上記不動産業者に対して有しており，これによる相殺により売買代金債権は全て消滅したと主張して争っている。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は，被上告人らが，上記不動産業者に対して訴訟を提起するなどの事務を弁護士に委任したことによる弁護士報酬及びその他の費用について，債務不履行に基づく損害賠償債権を有するなど判断し，上記弁護士報酬額は972万8600円を下げず，これにその他の費用7727万1400円を加えると売買残代金額である8700万円以上となるから，上記損害賠償債権による相殺により売買代金債権は全て消滅したとして，上告人の請求を棄却した。
- ◇ 当審における争点は，被上告人らが上記の弁護士報酬について債務不履行に基づく損害賠償債権を有するか否かである。